

(別記)

令和4年度香南市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、高知県の中央部から東へ約20～30kmに位置し、山間地から海岸線まで南北約15km、東西約20km、総面積126.72km²の広さを有し、農林水産業を基幹産業として発展している。市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なる中に里山環境が広がる。北部地域は標高300～600mの四国山地の一部を構成しており、これらの山々を源流とする物部川や香宗川、夜須川など、河川や用水路が張り巡らされており、水と緑が豊かな地域であることから現在、約2,000haに及ぶ耕地では各地域毎に多種多様な農業が営まれている。早期栽培を主とする水稻は勿論、ニラ、トマト、メロン等園芸作物の生産が盛んであり、特にニラは、全国でも一大産地となっている。また一部地域では温室みかん等の果樹栽培も行われている。

地理的に県中央東部に位置し、旧野市町地区へ大型量販店等の進出もあり、県都高知市への通勤圏内ということも相まって、一部市街化地域と農地との混在化が進み、優良農地の確保が難しくなっている。また、最近では、農産物価格の低迷・就業者の高齢化により、耕作放棄地や遊休農地も目立ってきており、今後、担い手の育成確保が喫緊の課題であり、それら担い手への農地集積が重要となっている。

このような中、農業を基幹産業として発展させるためには、今後、農地の保全を図ることは勿論、担い手を明確化し、担い手を中心とした生産体制を確立しなければならない。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

日照時間が長く、温暖な気候を活かした園芸農業の振興を柱とし、近年価格が比較的安定しており新規就農者においても取り組みやすい品目となっているニラへの作物転換の推奨し、また既存のブランドであるエメラルドメロン・フルーツトマト・山北みかんをはじめとした高収益作物の産地の維持・発展を図るため、市内直販所やふるさと納税を活用した地元産品のPRによる、消費拡大を目指す。また、JAの各品目生産者部会を活用した研修や営農指導等により生産コスト・流通コストの低減を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

「人・農地プラン」において各地域の話し合いにより出された課題について、各地域の実情に応じた農地の在り方として捉え、行政をはじめとする関連機関が一体となり、地域の担い手との対話を通じて今後の農業施策に対応する基盤づくりに取り組むなど、持続可能な農業の実現を目指す。あわせて水田の利用状況を地域再生協議会の行う産地交付金に係る作付状況の現地確認は元よりJAや農業委員会、農地中間管理機構等と情報を共有しながら畑地化や耕作放棄地の解消に向けた取組を推進する。また、作業効率や収益性の向上の観点から、ブロックローテーションの導入や団地化を視野に取組を行う品目や輪作体系についても検討を進める。

4 作物ごとの取組方針等

各種補助制度を活用し、認定農業者や認定新規就農者、「人・農地プラン」の中心経営体等、本地域における担い手の育成・確保を図る。また、農地中間管理機構等と連携し、担い手への農地集積を推進するとともに、経営感覚に優れた地域の指導的役割を果たせる担い手による作付シェアの拡大を目指す。

また、需給バランスのとれた米生産の推進や食料自給率の向上を目指し、産地交付金を活用しながらニラ・メロン・トマトをはじめとする地域振興作物等の生産の維持・拡大を図ることとし、非主食用米

や大豆・飼料作物に対しては二毛作による取組を支援することで、より一層の水田フル活用の取組を進める。

(1) 主食用米

地域の気候に合った品種・作型を推進する。また、栽培履歴表記入の徹底、使用基準を守った農薬の使用等、有機栽培・減農薬米等安心して食べられる米に対する需要にこたえる米づくりに取り組み、安全で安心な高品質、良食味米の安定生産を基本とした売れる米づくりを推進する。

(2) 非主食用米

ア) 飼料用米

主食用米の需要減に伴い、需要の期待できる飼料用米への転換を推進する。試験栽培等を実施することにより、育成状況を的確に把握し栽培技術の確立を図るとともに、広域ライスセンター建設に伴い飼料用米の受入量の拡大も期待できることから、作付面積の拡大を目指す。また、多収品種の導入による収量の増加、生産性の向上を目指していく。

イ) 米粉用米・加工用米・WCS用稲

需要に応じた米生産の推進を図るため、現在の取組は無いが、主食用米の需要減に伴い、飼料用米と併せて導入を推進する。

WCS用稲については、専用の機械・設備が必要なため、近隣の市町村にある機械・設備等の利用を検討する。

(3) 麦・大豆・飼料作物

地場産市等で小麦粉として販売されている麦、地域で生産者集団を組織し取り組まれている大豆、地元の酪農家等において需要のある飼料作物について、認定農業者や集落営農組織又は生産者集団を中心に安定的な生産体制の確立を支援する。また、特に国において需要があり、県内においても需要がある大豆、飼料作物については、水田をフルに活用する二毛作での取組を支援し、食料自給率の向上及び農家所得の向上に繋げていく。

(4) そば・なたね

気象条件等により収穫が難しいことから、作付けはわずかであるが、現行の栽培面積の維持を図る。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

ア) 地域振興作物【産地戦略作物】（ニラ・メロン・トマト）

当地域において長年にわたり主要な品目として栽培されてきたニラ・メロン・トマトについては、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組をさらに支援するため、産地戦略作物として位置付ける。今後は、生産性向上のため施設の高度化や、省力技術の普及、環境制御技術導入による品質・収量の向上に向けた取組を行い、生産農家の所得の向上、安定に繋げていくことで、収益性の高い営農への誘導、産地の拡大を図るとともに、安定した出荷量を確保し、市場からの信頼性の向上を図る。また産地生産基盤パワーアップ事業等の他事業においても、環境制御装置や出荷調製作業機器の導入を支援し、産地の発展を目指す。

・ニラ

本地域のニラは、首都圏にも出荷されており、都市部のギョウザ専門店でも使用されている。また、市内飲食店においてもニラを使ったオリジナル料理の普及活動等が活発に行われている。地

域振興作物として作付けを支援し、国内でも一大産地となっているニラのさらなる産地の拡大を図るとともに、近年価格が比較的安定し、新規就農者においても取り組みやすい品目となっていることから、新規就農者の確保及び所得の安定に繋げていく。

・メロン

本地域においては「エメラルドメロン」を中心とした、メロンの栽培・ブランド化に取り組んでいる。難しい水管理の自動化や、防虫ネット・青色蛍光灯を利用する環境保全型の栽培の推進等、さらに安全・安心で高品質なメロンの栽培が取り組まれており、今後さらなるブランド化、産地の維持・拡大を推進する。

・トマト

日照時間の長さを活かしたトマトの栽培が盛んであり、中でも高糖度なフルーツトマトは徹底した品質管理が行われる等により、人気商品となっている。また一部地域では農業研修生等若手農業者への技術継承等が積極的に行われており、産地の維持・拡大を目指し、さらなるブランド化を推進する。

イ) 地域振興作物【地産地消等推進作物】

(甘藷・オクラ・ナス・スイカ・ピーマン・キュウリ・生姜・ねぎ・シシトウ・キャベツ・大根・ジャガイモ・たまねぎ・ほうれん草・白菜・ニンジン・トウモロコシ(飼料用を除く)、ニンニク、レタス、みかん・花き)

本地域においては、主要な転作品目として早掘甘藷を主とする甘藷、オクラや生姜の露地野菜、ナス・スイカ・ピーマン・キュウリ・シシトウ・ねぎの施設野菜の栽培が多く行われている。

また県内一の生産量のトルコギキョウをはじめとする花きや「山北みかん」の名称で広く知られるみかんが栽培されてきた。これらの作物について、今後も天敵の導入等の環境保全型農業の推進に取り組み、生産技術の高位平準化に努めるとともに、各種補助制度や融資制度を効果的に活用し、既存産地の施設の高度化や省力技術の普及を図る。また近年生産者集団やJA部会において栽培方法や販路開拓などの取組がなされ、栽培面積が増加傾向にあるトウモロコシ・ニンニク・レタスの更なる産地づくりを支援し、併せてキャベツ・大根・ジャガイモ・たまねぎ・ほうれん草・白菜・ニンジンについては、学校給食等、食育や地産地消において需要のある作物の供給量の確保を目指す。

ウ) 地域振興作物

(イチゴ、かぼちゃ、ゴーヤ、さといも、さとうきび、春菊、ブロッコリー、ラッキョウ、永年性花卉・花木、果樹(柑橘(みかんを除く)、いちじく、梅、オリーブ、柿、キウイフルーツ、栗、さくらんぼ、スモモ、梨、パイナップル、桃、銀杏、びわ、ブルーベリー)、種苗類、豆類(いんげん豆、ササゲ、枝豆、エンドウ豆、小豆))

農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少に歯止めをかけるため、大規模農業を行えない農家の経営の維持発展を目指し、長年にわたり転作品目として栽培され、量販店・卸業者や、市内直販所等でニーズの拡大が見込める品目の多品目栽培の振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
	(ha)	うち 二毛作	(ha)	うち 二毛作	(ha)	うち 二毛作
主食用米	623		618		593	
飼料用米	37.2		38		50	
麦	1.9		2		3	
大豆	0.8	0.7	1	1	1	1
飼料作物	5		6		6	
高収益作物	216.5		232		243	
野菜						
・ニラ	87.2		88		90	
・トマト	4.9		5		5	
・メロン	7.6		8		8	
・甘藷	14.8		15		15	
・オクラ	13.4		14		16	
・ナス	10.8		11		11	
・スイカ	0.9		1		2	
・ピーマン	4.4		5		5	
・キュウリ	4.6		5		6	
・ショウガ	23.8		24		25	
・ねぎ	4.2		5		4	
・シシトウ	1.3		2		2	
・キャベツ	1.6		2		3	
・だいこん	0.2		1		1	
・ジャガイモ	0.9		1		1	
・たまねぎ	0.4		1		1	
・ほうれんそう	1		1		1	
・白菜	0.3		1		1	
・にんじん	0.1		1		1	
・トウモロコシ	3.4		4		4	
・ニンニク	2.9		3		4	
・レタス	3.3		4		4	
・その他	4.7		9		9	
花卉・花木						
・花卉	16.8		17		18	
・永年性花卉・花木	0.9		1		2	
果樹						
・みかん	0.6		1		1	
・その他果樹	1.5		2		3	
その他	4.7		5.2		6	
・さとうきび	0.1		0.2		1	
・種苗類	3.6		4		4	
・豆類	1		1		1	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度 (実績)	目標値
1	ニラ、メロン、トマト (基幹作)	地域振興作物(産地戦略作物)に対する助成	作付面積の拡大	(令和3年度) 95.1ha	(令和5年度) 105.5ha
2	甘藷・オクラ・ナス・スイカ・ピーマン・キュウリ・生姜・ねぎ・シシトウ・キャベツ・大根・ジャガイモ・たまねぎ・ほうれん草・白菜・ニンジン・トウモロコシ(飼料用を除く)、ニンニク、レタス、みかん・花き(基幹作) ※みかんは新植後3年に限る ※花きは切花、切葉に限る	地域振興作物(地産地消等推進作物)に対する助成	作付面積の拡大	(令和3年度) 90.6ha	(令和5年度) 105.6ha
3	イチゴ、かぼちゃ、ゴーヤ、さといも、春菊、ブロッコリー、ラッキョウ、永年性花卉・花木、果樹(柑橘(みかんを除く)、いちじく、梅、オリーブ、柿、キウイフルーツ、栗、さくらんぼ、スモモ、梨、パイナップル、桃、銀杏、びわ、ブルーベリー)、さとうきび、種苗類、豆類(いんげん豆、ササゲ、枝豆、エンドウ豆、小豆)(基幹作) ※果樹、永年性花卉・花木は新植後3年に限る。ただし上記の果樹のうち柑橘以外は令和2年9月30日までに植えたものに限る。 ※永年性花卉・花木は、切葉・切枝に限る。 ※種苗類とは販売目的で栽培される野菜・花卉の種子及び苗。	地域振興作物に対する助成	作付面積の拡大	(令和3年度) 7.8ha	(令和5年度) 12.1ha
4	戦略作物(麦、大豆、飼料作物)、ニラ、メロン、トマト、甘藷、オクラ、ナス、スイカ、ピーマン、キュウリ、生姜、ねぎ、シシトウ、キャベツ、大根、ジャガイモ、たまねぎ、ほうれん草、白菜、ニンジン、花き、イチゴ、かぼちゃ、ゴーヤ、さといも、春菊、トウモロコシ(飼料用を除く)、ニンニク、ブロッコリー、ラッキョウ、レタス、永年性花卉・花木、果樹(みかん、柑橘(みかんを除く)、いちじく、梅、オリーブ、柿、キウイフルーツ、栗、さくらんぼ、スモモ、梨、パイナップル、桃、銀杏、び	担い手加算	担い手による作付面積の拡大	(令和3年度) 109.5ha	(令和5年度) 126.5ha

	わ、ブルーベリー)、さとうきび、種苗類、豆類(いんげん豆、ササゲ、枝豆、エンドウ豆、小豆)(基幹作)			市内の全農家に占める担い手戸数の割合	(令和3年度) 12.0%	(令和5年度) 13.4%
5	飼料用米(多収品種)	飼料用米担い手加算	担い手による飼料用米多収品種作付面積の拡大	市内の全農家に占める飼料用米多収品種に取組む担い手戸数の割合	(令和3年度) 30.3ha 0.4%	(令和5年度) 50.0ha 0.8%
6	大豆、飼料作物(二毛作)	大豆・飼料作物に対する助成(二毛作)	二毛作取組面積の拡大		(令和3年度) 3.7ha	(令和5年度) 5.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:香南市地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物(産地戦略作物)に対する助成	1	15,000	ニラ・メロン・トマト(基幹作)	「助成対象者」 ・出荷・販売を目的として、助成対象作物の作付けを行う者 「助成対象水田」 ・水田活用の直接支払交付金の対象水田であって、当該年度に主食用米が作付けされていない水田

					<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理が行われていること ・他の用途とあわせて3品目以内
2	地域振興作物(地産地消等推進作物)に対する助成	1	8,000	<p>甘藷、オクラ、ナス、スイカ、ピーマン、キュウリ、生姜、ねぎ、シントウ、キャベツ、大根、ジャガイモ、たまねぎ、ほうれん草、白菜、ニンジン、トウモロコシ(飼料用を除く)・ニンニク・レタス、みかん、花き(基幹作)</p> <p>※みかんは新植後3年に限る。 ※花きは切花、切葉に限る。</p>	<p>「助成対象者」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売を目的として、助成対象作物の作付けを行う者 <p>「助成対象水田」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金の対象水田であって、当該年度に主食用米が作付けされていない水田 <p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理が行われていること ・他の用途とあわせて3品目以内 (みかんについては、令和元年10月1日～令和4年9月30日までに植えたもの) (花きは切花、切葉に限る)
3-1	地域振興作物に対する助成	1	4,500	<p>イチゴ、かぼちゃ、ゴーヤ、さといも、春菊、ブロッコリー、ラッキョウ、永年性花卉・花木、果樹(柑橘(みかんを除く)、いちじく、梅、オリーブ、柿、キウイフルーツ、栗、さくらんぼ、スモモ、梨、パイナップル、桃、銀杏、びわ、ブルーベリー)(基幹作)</p> <p>※果樹、永年性花卉・花木は新植後3年に限る。ただし上記の果樹のうち柑橘以外は令和2年9月30日までに植えたものに限る。 ※永年性花卉・花木は、切葉・切枝に限る。 ※種苗類とは販売目的で栽培される野菜・花卉の種子及び苗。</p>	<p>「助成対象者」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売を目的として、助成対象作物の作付けを行う者 <p>「助成対象水田」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金の対象水田であって、当該年度に主食用米が作付けされていない水田 <p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の肥培管理が行われていること ・他の用途とあわせて3品目以内 (果樹のうち柑橘類、永年性花卉・花木については、令和元年10月1日～令和4年9月30日までに植えたもの) (果樹のうち柑橘以外は、

					令和元年10月1日～令和2年9月30日までに植えたもの) (永年性花卉・花木は、切葉・切枝に限る) (種苗類とは野菜・花卉の種子及び苗。)
3-2	地域振興作物に対する助成(高収益作物以外)	1	4,500	さとうきび、種苗類、豆類(いんげん豆、ササゲ、枝豆、エンドウ豆、小豆)(基幹作)	「助成対象者」 ・出荷・販売を目的として、助成対象作物の作付けを行う者 「助成対象水田」 ・水田活用の直接支払交付金の対象水田であって、当該年度に主食用米が作付けされていない水田 「その他」 ・通常の肥培管理が行われていること ・他の用途とあわせて3品目以内
4	担い手加算	1	1,200	戦略作物(麦、大豆、飼料作物)、及び整理番号1・2・3-1・3-2の対象作物	「助成対象者」 ・水田農業ビジョンに掲げる担い手、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農地所有適格法人で出荷・販売を目的として、助成対象作物の作付けを行う者 「助成対象水田」 ・水田活用の直接支払交付金の対象水田であって、当該年度に主食用米が作付けされていない水田 「その他」 ・通常の肥培管理が行われていること (みかん、果樹等永年性作物については、令和元年10月1日～令和4年9月30日までに植えたもの) (果樹のうちみかん、柑橘以外は、令和元年10月1

					日～令和2年9月30日まで に植えたもの) (永年性花卉・花木は、 切葉・切枝に限る) (種苗類とは野菜・花卉 の種子及び苗。)
5	飼料用米担い手加算	1	17,000	飼料用米のうち多収品種 ※多収品種とは、需要に応じた米生 産・販売の推進に関する要領別紙1 の第4の3の規定によるもの	「助成対象者」 ・水田農業ビジョンに掲げ る担い手、認定農業者、認 定新規就農者、集落営農組 織、農地所有適格法人で 出荷・販売を目的として、助 成対象作物の作付けを行う 者 「助成対象水田」 ・水田活用の直接支払交 付金の対象水田であって、 当該年度に主食用米が作 付けされていない水田 「その他」 ・通常の肥培管理が行わ れていること ・需要に応じた米生産・販 売の推進に関する要領に定 める新規需要米取組計画 の認定を受けていること)
6	大豆・飼料作物に対する助成(二毛 作)	2	8,000	大豆・飼料作物(二毛作)	「助成対象者」 ・出荷・販売を目的として、 助成対象作物の作付けを 行う者 「助成対象水田」 ・経営所得安定対策等実 施要綱に定める水田 「その他」 ・主食用米と対象作物又 は対象作物同士の組合せ による二毛作であること ・通常の収穫を上げるの に必要な栽植密度があり、 通常の肥培管理を行ってい ること ・大豆は、農協等との出荷

					<p>契約又は実需者等との販売契約を締結していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大豆において、自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること ・飼料作物は、実需者等との利用供給協定の締結又は自家利用計画を策定していること
--	--	--	--	--	--

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり